

## 第3回 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会会議録

日 時 令和元年10月21日（月）

午前9時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 田代実 副委員長 中野博  
委員 唐澤一代 古谷星工人 内田晃 平野由里子 井上栄一 南雲まさ子  
齋藤永 寺嶋正 大館秀孝  
オブザーバー 議長 飯田一

2. 説明者 な し

3. 議 題 （1）町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査について  
（2）その他

### 4. 審議の内容

委 員 長 皆さん、おはようございます。定刻を10分過ぎてしまいましたが、ただいまより町民文化センターE S C O事業第3回調査特別委員会を開催いたします。

（9時10分）

議員各位におかれましては、御集合いただき、ありがとうございます。

本日の町民文化センターE S C O事業調査特別委員会の出席委員は11名中11名の出席です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長はオブザーバーとして御出席していただいております。

御報告いたします。菅谷一夫様ほか2名の方から傍聴希望がありましたので、許可いたしました。また、議会事務局より写真撮影と録音の申し出、神奈川新聞より写真撮影の申し出がありました。あわせて許可をいたしましたので、御承知おき願います。

本日の委員会につきましては、傍聴希望がある場合、入り口の傍聴者名簿に記載いただき入室ということで、入室の許可ということで御承知おき願います。

では、議長にはオブザーバーということで御出席していただいておりますの

で、一言御挨拶をお願いします。

議 長 皆さん、おはようございます。きょうは第3回ということなのですが、この問題、いろいろな各方面で関心持たれているようでございます。ぜひですね、慎重審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委 員 長 どうもありがとうございました。では、この委員会につきましては、前回と同様、委員会記録要旨を作成ということで、1番 唐澤委員、2番 古谷委員、よろしくお願いします。

では、初めに確認事項ということで、去る10月16日（水曜日）9時から16時30分まで、第2回特別委員会を開催しました。そのときにE S C O事業について3項目の詳細調査、そして承認第4号の補正予算（第3号）、E S C O事業の専決処分については、4項目の調査を実施させていただきました。この第2回委員会の調査結果を、私ども正・副委員長と事務局で調整して、追跡調査を行うことを16日の委員会で皆様に御承諾をいただきました。そのようなことから、本日の第3回委員会では、11月12日の第4回委員会での調査内容について、皆さんにお諮りして絞り込みを行いたいと考えております。本日は10時より臨時会が、その前に全協というタイトなスケジュールになっております。したがって、この第3回特別委員会は、前回の調査で不明確な項目についての追跡調査を行うことについて決定させていただきたいということでお願いしたいと思います。時間が短くて恐縮なんですけれども、9時30分ごろを目安に終了といたしたいと思いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、次第を見ていただきたいと思います。これに従って、私ども正・副委員長と事務局で調整した案について皆様にお諮りいたします。まず、議題1、町民文化センターE S C O事業について。このことにつきましては、1番から3番まで3項目の調査を行いました。それをよじめたものがこの次第です。1点目、プロポーザル事業者選定と最優秀提案者の決定について。このことにつきましては、前回、選定1者の理由。第2回の際に、採用した際の文書は、プロポーザル方式で選定1者、これを決定したときの文書は作成されていないということでした。1者になった経緯については作成されていないということ

でした。これについて、もう少し突っ込んだ調査が必要ではないかということが、1点目です。

次に、公募型プロポーザル。現地調査でお見えになった2者が辞退してしまったと。それで1者で行われたとのこと。このことについても追跡調査、どういったことで辞退されたのかということを行いたいと思います。このことについては、初めは文書で12日まで、次回の11月12日までやる必要があるのかなど、個人的には考えております。

次に②です。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について、これについては、補助金申請には予算計上が条件であったと。例外規定ということで、9月議会に補正計上ということで申請されております。このことについてが1点。

次に、補助金の内示、交付決定されたときの通知には、競争入札が原則であるということで、はっきり示されております。随意契約1者となるプロポーザルを使った理由。これは、Q&Aでこういった例外規定があるよというお話だったんですけれども、自治法の規定に遵守しなかった。このことについて、もう少し皆さんと議論をしていく必要があるのかな。このように大きな1番目の文化センターESCO事業のくくりについては、次回の委員会で皆さんと審議したいと、審査したいと、このように考えております。

承認第4号専決処分については、不承認となった場合、補正予算に係る議会の意思決定の重要性を考慮して、町長は速やかに必要と認める措置を講じ、その旨を議会に報告しなければならない。これは自治法179条の規定でございます。これに基づいて、恐らく本日提出される報告第5号専決処分不承認に伴う措置ということで、町長から弁明があると思います。報告があると思います。このことについて、法律上どうなのか。こういった措置が適法であったのか。この辺も議論をしていきたいというのが①です。

②につきましては、工事請負契約と設計委託契約、これは2つのものを1個にまとめております。一連の内容です。前回の委員会ではっきりしたことは、設計委託契約が専決処分の予算項目に入っておりました。この設計委託を発注しないで、1億5,000万を超える事業を業者に見積徴収したと。その金額については業者からの、以前の業者からの見積もりをもとにつくったということだ

という説明がありました。この妥当性です。契約をした後に、これから設計を  
してもらおう。順番が逆だというふうな議論が皆様からあったと思います。この  
ことを中心に、進めていくのかなと考えます。

このような内容について、また先行して…先ほどもお話ししたように、11月  
12日に委員会を予定しておりますので、その前に調査については私ども正・副  
委員長並びに議会事務局、また必要に応じて正・副議長、議運の委員長のお知  
恵を借りながら、その期間、事前調整していきたいと。そして、11月12日に今  
申し上げた、この全部で4項目になりますが、今まで7項目あったものをよじ  
めた4項目の中で、前回我々が納得できなかったことについて、はっきりした  
調査または説明員の出席を求めて、内容をある程度解明していくと。一応この  
ようなことで行いたいということと考えておりますが、よろしいでしょうか。

平野委員 おおむねいいと思うんですが、(1)の②の中で、書類審査したんですけど  
も、9月議会上程みたいなことが書かれていたと。それを確認したんですけども、  
そのことが議会に打診というか、何か話が遅くなったことの経緯という  
のが、これに含まれますか。

委員長 そのとおりです。先ほど私、お話ししたように、町長から専決処分が不承認  
になったと。それで、その後の措置について、いろいろ書いてあります。その  
ことについて、今の補助金の形についてもね、ダブる部分があると思います。  
ですから、その辺も含めた中で、手続論ですよ。これについての。その辺は  
二元制民主主義の中で、議会に承認していただくための手続が余りにも遅かつ  
たというふうな考えもありますのでね、手続についてもあわせて行っていき  
たいということ考えております。こんな回答でよろしいですか。

平野委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかに質問あれば。

ないようですので、お諮りします。このような内容で進めてよろしいでしょ  
うか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。異議なしということですので、次回の12日はこの次  
第について、皆さんと審査、調査していくということをお願いいたします。

では、そういったことで、今回の委員会についてはこれで閉じさせていただきます。短い時間でしたが、ありがとうございました。閉会といたします。

(9時22分)